

議案第 13 号

日出町国民健康保険条例等の一部改正について

日出町国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険条例等の一部を改正する条例

（日出町国民健康保険条例の一部改正）

第 1 条 日出町国民健康保険条例（昭和 35 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

（日出町国民健康保険税条例の一部改正）

第 2 条 日出町国民健康保険税条例（昭和 35 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24

年法律第 3 1 号) 附則第 1 条の 2 第 1 項」を「法附則第 5 9 条第 1 項」に改める。

(日出町介護保険条例の一部改正)

第 3 条 日出町介護保険条例(平成 1 2 年日出町条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。